

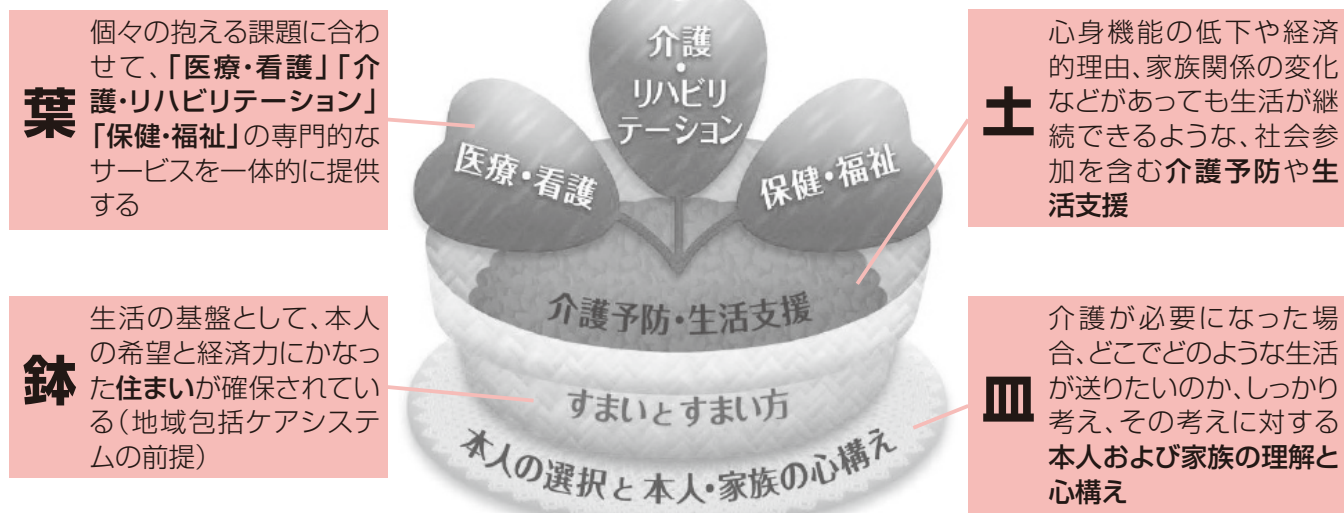
いつまでも

住み慣れた 津島で暮らしたい

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で、暮らし続けられるよう「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を一体的に提供できる体制を**地域包括ケアシステム**といいます。

つまり、**地域の連携づくり**と**一人ひとりの積極的な参加**が安心した暮らしにつながります。

地域包括ケアシステムの5つの構成要素のイメージ



あなたの あんしん暮らし チェック!

該当する項目の□にチェックをしてみてください。

- 今後の人生について、考えている
- 医療について相談できる、かかりつけ医がいる
- 介護サービスについて知っている
- 高齢者総合相談窓口の「地域包括支援センター」を知っている
- 家族や地域の方との関係が良い



チェックが多いほど、安心です!チェックが少なくても、この項目を意識し、みんなが笑顔あふれる未来へ!

不安なときや聞きたいことは、総合相談窓口の地域包括支援センターへ!

医療・介護・福祉などに関する専門職が、高齢者やそのご家族、地域住民の相談窓口となったり、介護予防の支援を行ったりしています。

北地域包括支援センター

☎22-4771

古川町2-56
(グループホームふるかわ隣り)
月~土 午前9時~午後5時

【担当地区】

東小学校区①以外
西小学校区①(天王通り1・2丁目、高屋敷町、上之町1・2丁目、中之町、本町1丁目、馬場町、寿町、上河原町、池須町)
北小学校区、蛭間小学校区

中地域包括支援センター

☎23-3463

南新開町1-98
(六寿苑隣り)
月~金 午前9時~午後5時

【担当地区】

東小学校区①(埋田町、深坪町、大字津島、新開町、南新開町、大字日光、中一色町字上山・北山)
西小学校区①以外
南小学校区①以外

南地域包括支援センター

☎32-3066

唐臼町半池72-6
(恵寿荘内)
月~土
午前8時30分~午後5時30分

【担当地区】

南小学校区①(東愛宕町、杵前町、元寺町、愛宕町5~9丁目)
神守小学校区、高台寺小学校区、神島田小学校区

※お住まいの地区によって、担当地域包括支援センターが異なります。

問合 高齢介護課地域包括ケアG ☎55-9471

今年度
65歳以上となる
市民の方へ

安全運転支援装置の 購入・設置を補助します

～津島市高齢者安全運転支援装置設置費補助制度～

問合せ 市民協働課交通防犯G ☎55-9298

受付期間

令和3年3月1日(月)まで(令和2年度限り) ※設置後3カ月以内に申請してください

今年度限定の
補助制度です

補助対象者

次のすべてを満たす個人

- ①市内に住所を有し、令和3年3月31日時点で65歳以上の方
- ②有効期限内の自動車の運転免許証を保有している方
- ③市税および自動車税を滞納していない方
- ④非営利かつ自ら使用する自動車に安全運転支援装置を設置した方
- ⑤申請者が支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない方(国の補助金は除く)

補助対象の自動車

次のすべてを満たす車両

- ①個人の用途に供する普通自動車・小型自動車・軽自動車
- ②車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている
- ③車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の氏名が記載されている



補助対象の安全装置

国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進抑制装置(ペダル踏み間違い急発進抑制装置)で、次世代自動車振興センターが認定した後付け安全運転支援装置取扱事業者の店舗等で設置したもの

補助金額

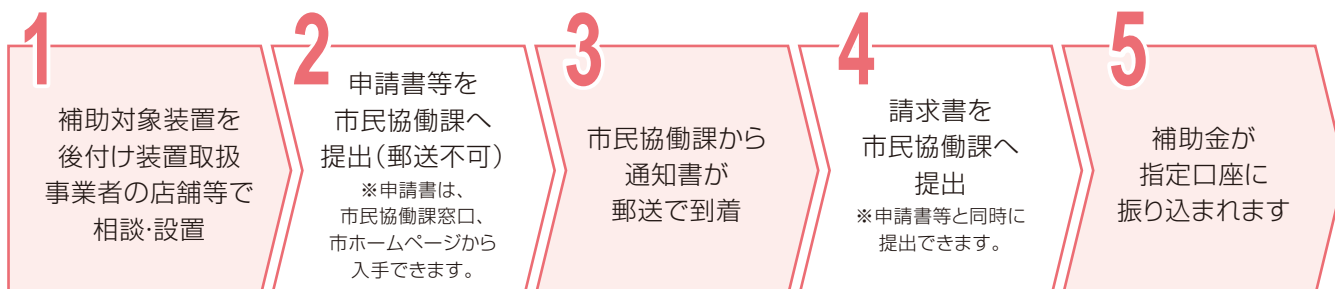
安全装置の購入設置額(国の補助金を除いた個人支払額)の8割(1,000円未満切り捨て)

対象となる安全運転支援装置の一例

装置の種類	市内周辺の主な後付け装置取扱事業者の店舗等	補助金額(上限)
障害物検知機能付き ペダル踏み間違い 急発進抑制装置	トヨタ自動車(株)、ダイハツ工業(株)、スズキ(株) マツダ(株)、(株)SUBARU、(株)ホンダアクセス 三菱自動車(株)、日産自動車(株)	32,000円
ペダル踏み間違い 急発進抑制装置	つしまオート本店・大坪店、鈴木自動車スズキアリーナ津島 アタゴ自動車、ヤマト・コーポレーション、E・M・Cタイヤショップアリーナ イエローハット、オートボックス、ジェームス 他	16,000円

※対象装置や店舗等は変更されることがあります。設置前に必ず確認してください。

補助金を受け取るまでの流れ <設置後、お早めに申請してください>



11月は
「児童虐待防止推進月間」
です

189(いちはやく) 知らせて守る こどもの未来



11月は
「子ども・若者育成支援
県民運動強調月間」です

育てよう 自分に勝てる子 負けない子

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

あなたにできる防止対策

- ・まわりの子どもに関心を持ってください。
- ・自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったら、ためらわず通報してください。

問合・相談先

家庭児童相談室 ☎24-0350
子育て支援課子育て支援G ☎24-1121
海部児童・障害者相談センター ☎25-8118
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)



青少年の健全な育成には、社会全体の責務として「青少年は地域社会からはぐくむ」という意識を全ての市民が持つことが重要です。

この機会に、子ども・若者を取り巻く環境を大人自身も振り返り、子ども・若者が社会の一員として自立し、活躍していくことができるよう、支援の輪を広げていきましょう。

主催 県、県青少年育成県民会議、市青少年問題協議会

問合 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内) ☎55-9421

津島警察署からのお知らせ ～広げよう支援の輪～

11月25日(水)から12月1日(火)は犯罪被害者週間です。犯罪被害者は、被害後に生じる問題(身体不調、経済的困窮など)に苦しめられています。犯罪防止や犯罪被害者の方のために何ができるかを考えていきましょう。

被害相談

警察では各種相談窓口を開設し、犯罪被害者からの相談に応じています。

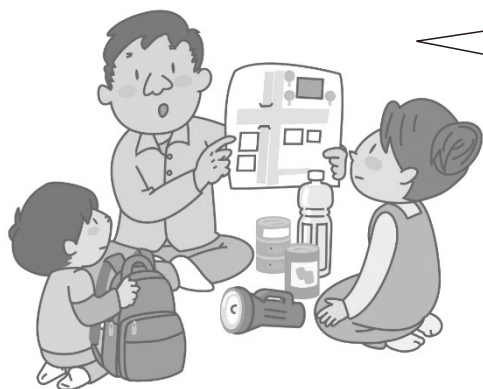
相談窓口名・電話番号	受付時間	内容
性犯罪被害110番☎0120-67-7830 #8103(短縮ダイヤル)	終日	性犯罪被害相談 (#8103は一部の通信事業者は有料)
ハートフルステーションあいち ☎0570-064-810	月～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後8時	性犯罪被害者のための ワンストップ支援センター(一宮市)
ふれあいコール ☎052-561-0184	終日	列車内の痴漢被害相談
被害少年相談電話 ☎0120-7867-70	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時	犯罪やいじめ等の 少年の被害に関する相談
ストーカー110番 ☎052-961-0888	終日	ストーカー被害に関する相談
暴力団に対する相談窓口 ☎052-951-7700	終日	暴力団に対する相談
ハートフルライン ☎052-954-8897	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時	犯罪被害者のための 心の悩み相談
(公社)サポートセンターあいち(民間団体) ☎052-232-7830 ☎0570-783-554(全国共通ナビダイヤル)	月～金曜日(祝日を除く) 午前7時30分～午後10時 午前10時～午後4時(全国共通ナビダイヤル)	犯罪被害等に関する相談

犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によってご家族を亡くされたご遺族、重傷病を負ったり後遺障害が残った被害者の方に対して、何らかの公的救済や加害者側から損害賠償を十分に受けることができない場合に、国が給付金を支給する制度です。詳しくは、警察署または警察本部住民サービス課にお問い合わせください。

問合 津島警察署警務課 ☎24-0110

11月8日(日)は「あいち地震防災の日」



問合せ 危機管理課危機防災G ☎55-9594

県は、皆さんの地震防災に関する理解を深めていただき地震防災活動のより一層の充実を図るため、毎年11月の第2日曜日を「あいち地震防災の日」と定めています。

この機会に、いざという時に慌てず行動ができるよう家具の固定の状況、食料、水、医薬品等の備蓄物資、防災用具の点検、避難場所の位置および避難経路や家族間の連絡方法の確認などをおこなしましょう。

防災は、「自分の身は自分で守る」が基本です。一人ひとりができることから始めて、いざという時に備えましょう。

※避難所・徒歩帰宅支援、災害への備えなど、市ホームページ(安心・安全→防災)もご覧ください。

秋季全国火災予防運動



11月9日(月)～15日(日)

問合せ 消防本部予防課危険物G ☎23-0419

その火事を 防ぐあなたに 金メダル

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民の皆さんの火災予防の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

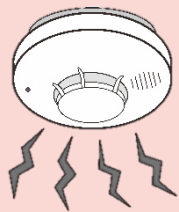
住宅火災 いのちを守る 習慣と対策

4つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ・このくらいなら良いと油断しない

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・出火延焼防止のために、防災品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を備える
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる



住宅用火災警報器は付いていますか？

一般住宅でも住宅用火災警報器の設置および維持が義務付けられています。住宅用火災警報器は家族や近所にいち早く火災発生を知らせてくれるものです。住宅用火災警報器の作動により、火災を未然に防ぐことができた事例が多く報告されています。

まだ設置していないご家庭は、大切な家族とご自身のために住宅用火災警報器を設置しましょう。

いざという時に作動しますか？

「ボタンを押す」あるいは「ひもを引く」ことで、警報音が正常に鳴るかどうか、確認してみましょう。警報音が鳴らない場合は交換しましょう。また住宅用火災警報器の交換時期はおおむね10年です。設置から10年経過したものは交換をお勧めします。

いざという時に正常に作動するように、日頃からお手入れや点検を定期的に行いましょう。

取り扱い・販売

家電販売店、ホームセンター、スーパー等の防災グッズ売り場で販売されています。

悪質な訪問販売に注意！

住宅用防災機器の設置義務化を契機として、不適切な価格や無理強い販売などを行う業者に注意してください(クーリングオフの対象になります)。



聴覚や言語機能に障がいをお持ちの方向け

「Net119(緊急通報システム)」の運用を開始します

問合せ 消防署消防G ☎23-0418 ☎28-3341

Net119緊急通報システムとは

聴覚や言語機能に障がいをお持ちの方が消防車や救急車を呼ぶ時に、音声ではなく、文字による通報を行うサービス「Net119緊急通報システム」の運用を12月1日(火)から開始します。

お手持ちのスマートフォンを操作し、インターネットを使って119番通報をしていただき、チャット方式でリアルタイムに状況を伝達できる仕組みです。



便利な機能

- ・登録時に「よく行く場所」を設定すれば、緊急時にその場所を指定できます。
- ・持病や、かかりつけ病院などの医療情報や、家族等の連絡先も登録できます。

操作説明会を行います

Net119のご利用には、簡単な機器の操作説明が必要のため、説明会を実施します。

日時 11月21日(土) 午後2時

場所 総合保健福祉センター3階会議室(駐車場有)

持ち物 お手持ちのスマートフォン、身体障害者手帳、本人確認できるもの

※会場では新型コロナウイルス感染症対策として、十分な換気と間隔を取って実施します。

※ご来場の前に検温の実施をお願いします。

こんな方が利用できます

- ・聴覚や言語機能に障がいをお持ちの方
 - ・インターネット環境が整ったスマートフォンをお持ちの方
 - ・津島市在住の方
- ※年齢は問いません。
※通話料、その他インターネット回線使用料は利用者の負担となります。



聴覚の障がい



言語機能の障がい

通報の方法

1.「救急」か「火事」を選択



2.場所を指定



①「自宅」や「よく行く場所」の場合は、事前登録した住所情報を用いて通報する。



②「外出先」の場合は、GPS測位による位置情報を用いて通報する。

3.通報

